

宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)の概要

1. 新型インフルエンザ等行動計画改定の趣旨

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定に基づく、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画。
※市行動計画は、H26.11策定
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改正。府行動計画は、政府行動計画の改定内容を踏まえ令和7年3月に改正。国・府の改定の内容を踏まえ市行動計画の改正を行う。
- 今後は、おおむね6年ごとの政府行動計画改定にかかる検討を踏まえて、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

2. 市行動計画の目的（現行計画から変更なし）

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす
 - ・ まん延防止対策やワクチンの実施により、感染拡大防止を図る
- (2) 市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする
- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

3. 市行動計画の対象感染症

特措法上「新型インフルエンザ等」と定義される以下のもの

① 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症・再興型新型コロナウイルス感染症

② 指定感染症

一類～三類、新型インフルエンザ等感染症除く

③ 新感染症

既知の感染症とは明らかに異なり、健康に重大な影響を与えるもの

4. 市行動計画改定のポイント

- (1) 政府行動計画や府行動計画の改定及び新型コロナ対応の教訓を踏まえ、計画を抜本的に改定
- (2) 対策項目が拡充され（6項目→13項目）、そのうち7項目を市町村の計画に反映
- (3) 対策項目ごとに3区分(準備期、初動期、対応期)に再設定の上、準備期の取組を充実
- (4) 平時から感染症等に関する普及啓発や偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方を整理
- (5) 住民に対する予防接種の実施について具体的な対応を明記

①実施体制
②サーベイランス・情報収集
③情報提供・共有
④予防・まん延防止
⑤医療
⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

現行



① 実施体制

② 情報収集・分析

③ サーベイランス

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

⑤ 水際対策

⑥ まん延防止

⑦ ワクチン

⑧ 医療

⑨ 治療薬・治療法

⑩ 検査

⑪ 保健

⑫ 物資

⑬ 市民生活及び地域経済の安定の確保

改定後

※ 13項目のうち下線
7項目が市町村

5. 宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)概要 – 7項目の主な取組

＜凡例＞赤字下線：新規

【準備期】 平時 【初動期】 政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間 【対応期】 基本的対処方針に基づく対応がされて以降

1. 実施体制

◆関係機関が連携して取組を推進し、実効的な対策を行う

【準備期】

- ・関係機関との情報共有・連携体制の構築 P27

【初動期】

- ・市対策本部の設置、関係団体等と積極的な情報共有 P30

【対応期】

- ・職員の派遣・応援の要請 P33
- ・全庁的な協力体制の強化 P34

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

◆感染対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い市民等が適切に判断・行動できるようにする

【準備期】

- ・発生状況や基本的な感染対策等についての平時から情報提供・共有 P37
- ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発 P39

【初動期及び対応期】

- ・その時点で把握している科学的根拠等に基づく正確な情報を迅速かつ一体的に共有 P43
- ・相談窓口等を通じた、双方向のコミュニケーションの実施 P44
- ・対策の必要性や変更点・変更理由等について、科学的根拠に基づき分かりやすく丁寧に説明 P47

3. まん延防止

◆まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療ひっ迫を回避できるようにする

【準備期】

- ・有事の対策強化に向けた基本的な感染対策の普及啓発による市民等の理解の促進 P51

【初動期】

- ・市内におけるまん延に備え、関係機関に対応の準備を要請 P53

【対応期】

- ・感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応、外出自粛要請、緊急事態措置としての営業時間の変更や休業要請、施設利用や催しの中止の要請などの措置について、府と連携し正確な情報提供に努める P56

4. ワクチン

◆平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討し、有事に円滑に接種を実施できる体制を構築し、市民の健康を守るとともに、患者数等の減少により医療提供体制を対応可能な範囲内に収める。

【準備期】

- ・予防接種に必要なとなる資機材の確認 P59
- ・医療関係者等と連携した接種体制構築に向けた準備 P64
- ・予防接種の意義や制度等の啓発の実施による市民理解の促進 P67
- ・予防接種のデジタル化等のDXの推進 P68

【初動期】

- ・接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種体制の構築 P71
- ・全庁的な人員体制の確保 P71
- ・施設入所者等の接種体制の構築 P72
- ・予防接種に必要なとなる資機材の確保 P73

【対応期】

- ・個別接種、集団接種等による住民接種の実施 P77
- ・高齢者施設等への接種体制の確保 P78
- ・予防接種の健康被害救済制度についての周知と速やかな救済 P78
- ・国が提供するワクチンの有効性や安全性等、市民への情報提供・共有 P80

5. 保健

◆府が実施する検査、積極的疫学調査、入院調整、健康観察、生活支援等から収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と共有するとともに、相談窓口対応を強化する。

【準備期】

- ・感染症等予防庁内連絡会議の枠組みを通じた関係部局間の連携 P83
- ・平時から保健所、地区医師会等多様な主体との連携 P84
- ・有事に速やかに感染症情報を市民への情報提供・共有できる体制の構築 P84

【初動期】

- ・市民に対する速やかな情報提供・共有体制の構築 P86
- ・相談窓口の設置 P86

【対応期】

- ・保健所と連携し、健康観察や生活支援の協力 P87
- ・相談窓口の強化 P87

6. 物資

◆感染症対策物資等の確保・流通のもとに医療や検査等が円滑に実施されることで、市民の生命及び健康を保護する。

【準備期】

- ・感染対策物資等の備蓄と定期的な備蓄状況の確認 P91

【初動期及び対応期】

- ・感染対策物資等の備蓄・配置状況の確認 P92

7. 市民生活及び地域経済の安定の確保

◆社会全体で感染対策に取り組むことで市民生活および社会経済活動への影響を抑える。

【準備期】

- ・市民や事業者に対する衛生用品や食料品や生活必需品等の備蓄の推奨 P96
- ・要援護者の生活支援について検討 P96
- ・関係団体との風評被害への対策の検討 P98

【初動期】

- ・事業者等に対し、職場における感染予防策や事業継続に向けた準備等の勧奨 P99

【対応期】

- ・心身への影響に関する施策（高齢者フレイル予防等）や教育や学びの継続への支援 P103
- ・事業者に対する支援、雇用への影響に関する支援 P105
- ・生活関連物資等に関する消費者としての適切な行動等の市民への呼びかけ P107

（参考）対策時期の考え方

現行計画	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
改定後	準備期	初動期(A)	対応期		
			封じ込めを念頭に 対応する時期(B)	病原体の性状等 に応じて対応する 時期(C-1)	ワクチンや治療薬 等により対応力が 高まる時期(C-2)

対策時期		対応時期の変更にかかる考え方
準備期	発生前の段階	従来計画では、 <u>平時からの準備</u> についての記載が不十分であったため、各項目毎に準備期を独立させて <u>記載の充実</u> を図るよう変更された。
初動期	感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間	コロナ対応を踏まえ、グローバル化により新型インフルエンザ等がすぐに世界中へ拡散する可能性が高まっているため、海外発生期と国内発生早期の違いがほとんどなくなっていることなどから、 <u>ウイルスの性状が分からない段階でも実施する項目</u> を初動期に位置付けるよう変更された。
対応期	基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降	過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定した幅広く対応できるシナリオとし、 <u>適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本</u> とするよう変更された。